

# 高野町産業振興促進計画

令和4年4月1日作成  
和歌山県伊都郡高野町

## 1. 総論

### (1) 計画策定の趣旨

高野町は、和歌山県の北東部、伊都郡の南東高地に位置し、平安時代弘仁7年(816年)より弘法大師空海が修行の場として開いた高野山真言宗の聖地高野山とその周辺集落で構成されている町で、貴重な文化財・建造物・名所が数多く存在し、2004年には「紀伊山地の霊場と参詣道」として世界遺産に登録された。また2016年に、女人道・黒河道・京大坂道不動坂が世界遺産に追加登録され、日本のみならず世界中から多くの観光客が訪れるという好条件を活かした環境整備を行っている。町域の約7割が標高600m以上の高地となっており、年平均気温が10℃程度と紀の川沿いの平地と比較して約5℃も低く、冬季には最低気温が-10℃前後となる他、降雪は県内で最も多い地域であり、最深積雪は例年30cm前後で、路面の凍結により交通に支障をきたすほか、時として山林の冠雪害や農作物の凍害が発生することがある。

一方、当町の人口は令和2年の国勢調査では2,970人(平成27年と比べて約11%減少)であり、急激な過疎化が進んでいる。若年層を中心とした人口の流出が大きく影響していることから、生産年齢人口比率は50.9%と和歌山県平均より低く、老年人口比率は41.4%と高齢化が続いている。また、将来の人口予測では、令和6年には総人口が2,938人となり、総人口の減少による各世代の人口比率が変化するため、生産年齢人口比率が57.0%まで上昇すると見込まれている。高齢化率は上記と同様の理由により43.0%まで上昇すると見込まれている。

当町の産業全般について、これら急激な少子・高齢化、人口流出による過疎化に加え競争環境の激化等に伴い事業の縮小が顕著に表れている。農業については、農家戸数の減少が続いている上、経営耕地面積の減少もみられる。商工業は小規模事業所が多くなっており非常に厳しい状況にある。就業人口から産業構造をみると、第3次産業の総就業人口に占める割合が大きくなっており、平成27年には総就業人口の約6割が第3次産業に就業している。このような状況の中で、本町の産業の現状把握と課題を示し、課題の解決に向け、高野町長期総合計画の理念や方向性に即しつつ、内外環境の変化に積極的に対応して、本町として目指すべき産業振興の方向性や産業振興に必要な取組を示し、もってまちづくりを支える地域経済の活力再生と雇用の場を創出し若年層の定住を図ることが重要である。

このため、平成29年に本町の産業振興に関する基本方針及び施策を示し、自立的発展の促進、地域経済の好循環を図るため、平成27年施行の改正半島振興法(昭和60年法律第63号。以下「法」という。)第9条の2第1項の規定に基づき、産業振興促進計画を策定したところ、同計画の期限が到来することに伴い、新たに計画を作成するものである。

## 2. 前計画の評価

### ア 前計画における取組及び目標

本町が平成29年に認定された高野町産業振興促進計画(平成29年4月1日～令和4年3月

31日。以下「前計画」という。)の期間においては、次のような取組及び目標を設定していた。

**【産業振興を推進しようとする取組】**

<町>

- ・租税特別措置の活用促進
- ・商工業における人材育成、起業家支援制度の設置等、企業（起業）誘致促進
- ・農産物生産者に対する経営改善支援及び新規就農者支援の実施
- ・地域資源を活かした観光振興による外国人観光客の誘致

<県>

- ・租税特別措置の活用促進
- ・企業立地の促進
- ・設備投資・雇用促進・産業育成の補助等
- ・産業振興のための人材育成支援

<関係団体等>

- ・商工会との連携による経営相談の実施や異業種交流等の地域ネットワークづくり
- ・観光協会との連携による観光情報の発信や観光イベントの実施

**【目標】**

業種	設備投資件数（件）	新規雇用者数（人）
旅館業	1	2
農林水産物等販売業	1	2
製造業	1	2
情報サービス業等	1	2

**イ 目標の達成状況等**

前計画の期間においては、令和3年度末時点で次のような達成状況となった。

**【達成状況】**

業種	設備投資件数（件）	新規雇用者数（人）
旅館業	0	0
農林水産物等販売業	0	0
製造業	0	0
情報サービス業等	0	0

**【課題】**

- ・企業誘致に当たって、大規模工場等の適地が近隣市町村と比較した場合に存在せず、誘致の見込みがなかった。加えて既存企業の設備投資の実施件数が皆無であった。
- ・町のウェブサイトにおいて半島税制に関する周知を実施したが、広報誌への掲載やパンフレットの送付など能動的な周知が不足しており、税制の認知度が向上しなかった。
- ・半島税制適用外の地域に本社のある事業者について、制度の存在自体が認知されていなかった。そのため、新規事業の動きが見られた際には、速やかに案内を行う必要があると考えられた。
- ・小規模ではあるものの、一部業種で半島税制を利用せずに新規開業する事業者が増加傾向にあ

ることから、税制の有効活用を促すための活動が必要であった。

## ウ 成果及び課題を踏まえた本計画における対応方針

本町は、上記の達成状況等を踏まえ、産業振興及び雇用機会の拡大を実現するため、本計画においては次の方針で重点的にすすめていくこととする。

- (i) 将来にわたる生産・供給体制の確立
- (ii) 官民一体となった地域ブランドの育成
- (iii) 収益率・生産性向上につながる六次産業化の推進
- (iv) 農林商工観光の各分野の連携を促進し複合した新産業の確立
- (v) 税制優遇措置等の効果的な周知

## 2. 計画の区域

本計画の区域は、法第 2 条の規定により半島振興対策実施地域として指定された紀伊半島地域内における高野町内全域とする。

## 3. 計画の期間

本計画の期間は、令和 4 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までの 3 年間とする。ただし、必要に応じて見直しを行うものとする。

## 4. 計画区域の産業の現状及び課題

計画区域における産業の現状及び課題については次のとおり。

### (1) 農林産業（農林水産物等販売業を含む）

2020 年農林業センサスによれば、本町の農家戸数は 101 戸（2015 年比 17.2%の減少）となっており、農業従事者の高齢化と後継者不足による影響と考えられる。一方で、経営耕地規模別で見ると、1 h a 未満の小規模農家が 96.5%と 9 割以上を占めている。また、国内農産物の価格低迷や消費者ニーズの変化、地域間競争の激化等、状況はますます厳しくなっている。さらに、有害鳥獣による農作物の被害が発生しており、年々、深刻さを増している。

林業においては、木材需要の不振や山間地域の過疎化、林業従事者の後継者不足など林業経営は大変厳しい状況に置かれている。

農林業全般について、他の産業との結びつきにより、生産（第一次産業）から加工（第二次産業）、流通販売（第三次産業）を総合的に行う六次産業化が注目されるなど、社会の要請に応じた新たな産業形態が注目されている。このような業態は、情報通信技術等の活用と組み合わせることで、地理的条件不利性を克服できる有効な手段と考えられる。その中で新しい農業形態に対して町がどのような協力体制を構築できるか、調査・検討を行った上で、新たな補助制度等の整備を行う必要がある。

### (2) 商工業（製造業を含む）

商業においては、平成 28 年経済センサス活動調査によると、本町の商業事業所数は 114 事業所、従業者数は 413 人、年間商品販売額は 4,989 百万円であり、1 事業所当たりの従業者数は

3.6人と極めて小規模である。いずれのデータも平成24年と比較すると減少傾向にある。周辺市町への郊外型大型店舗の進出に加え、ライフスタイルの多様化、情報社会の進展、流通システムの変革等、環境は大きく変化しており、町内の地元小売店の活用が少なくなっている。

製造業においては、令和2年工業統計によると、本町の製造業事業所数は6事業所、従業者数は96人、製造品出荷額は1,163百万円である。製造品出荷額、事業所数・従業者数は平成10年以降、長らく減少傾向にあり、産業として危機的状況が続いている。

本町では、過去、企業誘致に努めた時期もあったが適地が少なく、より交通インフラ・用地の条件が整った近隣自治体に対抗する誘致条件を出すことは難しいのが現状である。既存の地場産業の振興に努めてきたが依然として製造業が厳しい状況に直面している点には変わりはない。既存企業は大部分が小・零細企業であり、産業団体等では、新製品開発、新市場開拓など新しい分野の向上を目指し、商工活動の支援や技術研修の充実、異業種間の交流を実施しており、既存工業の活性化を進めている。

### (3) 情報通信業（情報サービス業等）

情報サービス業のほか、冷涼な環境を生かしたデータセンターの設置やインターネット付随サービス業、コールセンターに係る事業とする本業務については、地理的条件不利性に比較的影響を受けない上、地域において一定数の雇用確保にも繋がる業種であると考えられ、設置に適した土地情報を企業への提供など、町がどのような協力体制を構築できるか、調査・検討を行う必要がある。

### (4) 観光業（旅館業を含む）

例年の年間観光客数は150万人前後で推移していたが、令和2年の観光客入込数は延べ120万人、このうち宿泊客数は5.1万人であり、新型コロナウイルス感染症の影響により大きな影響を受けた。しかし、観光協会等と協力しながら実施している積極的な観光PRや高野町観光情報センター「iKOYA」の設置など観光関連施設整備を行ったおかげで大幅な観光客数の減少を抑制することができた。

一方、小規模ではあるものの民間資本のカフェや富貴地区における古民家を活用した宿泊施設の開業や、南海電鉄高野山駅の改修など、観光関連産業の活性化がみられている。今後の躍進のためにも官民連携の重要性が増すと考えられている他、他産業と観光資源を複合する等、計画的な整備を進めることで、交流人口の増加を目指す必要がある。

## 5. 計画区域において振興すべき業種

本計画における産業振興の対象業種を、製造業、農林水産物等販売業、旅館業及び情報サービス業等とする。

## 6. 事業の振興のために推進しようとする取組・関係団体等との役割分担及び連携

本町の振興対象業種の活性化を図るために、各主体は単独又は連携して以下のとおりの取組等を推進する。

### (1) 農林産業（農林産物等販売業を含む）

取組事業	説明
農林製品の付加価値向上支援	各種研修会、消費者との意見交換会などを実施する他、六次産業化支援を行い、付加価値の向上を図る。
生産基盤・設備整備支援	作業道等の整備促進及び、設備改善の支援による生産基盤の強化を図る。
労働力確保に対する支援	新規就農者向け研修会を実施するとともに、空き家情報や遊休農地情報の提供を合わせることで、労働力確保につながる仕組み作りを行う。
安定供給のための鳥獣害対策	被害対策研修会や狩猟免許取得講習会を開催し、狩猟免許取得者の増加を推進する。

実施主体・主な役割	
町	六次産業化支援体制の構築 各種イベントでの農林産物PR 農林産物加工品の開発支援 各種研修会等の実施 人材確保支援の実施
県	各種研修会等の実施 海外輸出を含む販路拡大事業の実施
森林組合	各種研修会等の実施 生産技術支援 海外輸出を含む販路拡大事業の実施
商工会	各種イベントでの農林産物PR 農林産物加工品の開発支援 人材確保支援の実施

## (2) 製造業

取組事業	説明
中小企業の経営支援	各種補助制度の実施により、経営支援を図る。
創業支援	起業家支援制度の整備を行う。
生産体制の安定化	技能講習会の実施、老朽化設備等の更新支援、人材の確保等により生産体制の安定化を図る。

実施主体・主な役割	
町	各種補助制度の実施 起業家支援を含む新たな補助制度の検討 人材確保支援の実施
県	各種補助制度の実施

	産学官の連携による人材の育成・確保 技術講習会・研修会の実施
商工会	町の補助制度の斡旋 経営・起業相談、講習会、講演会の実施 人材確保支援の実施

### (3) 観光（旅館業を含む）

取組事業	説明
観光プロモーションの実施	交流人口増加のために、積極的なイベントの実施や、県内外における観光PRを実施する。
宿泊客受入体制の整備	空き家等を利用した宿泊事業参入の支援を図る。
新たな観光資源の創出	他産業との連携により、体験型の観光モデル等の整備や、購買意欲の高い新商品の開発を促進する。
創業支援	起業家支援制度の整備を行う。

実施主体・主な役割	
町	町内外での観光イベントの開催 宿泊事業に対する補助の検討 起業家支援を含む新たな補助制度の検討
商工会	新商品の開発支援 町内の関係企業のPR支援 経営・起業相談会、講習会、講演会の実施

### (4) 情報通信業（情報サービス業等を含む）

取組事業	説明
企業立地促進事業	要請に応じて柔軟に補助制度等を整備する。

実施主体・主な役割	
町	先進地における補助制度の調査等、補助制度整備に向けた準備

### (5) 共通

取組事業	説明
租税特別措置の活用促進事業	町内外を問わず、事業者に対する積極的な制度周知、相談対応を実施し、企業誘致の促進、既存事業者の設備投資に伴う経済支援を図る。
地方税の不均一課税	計画区域内における、対象業種の設備投資に対する地方税を軽減し、事業の継続、拡張を支援する。

実施主体・主な役割	
町	租税特別措置・地方税の不均一課税の実施 Web媒体、情報媒体による情報発信
県	地方税（県税）の不均一課税の実施 起業研修等における制度周知
商工会	研修会等における制度周知 会員への制度あっせん
観光協会	観光関連情報をはじめとする情報発信やイベント時の制度周知

## 7. 計画の目標

### (1) 設備投資の活発化に関する目標（令和4年度～令和6年度）

本計画期間における設備投資の目標件数は「1件」とする。

### (2) 雇用・人口に関する目標（令和4年度～令和6年度）

半島税制適用企業における新規雇用者数の目標は「5名」とする。

このうち当町への移住者数の目標値は「5名」とする。

### (3) 事業者向け周知に関する目標（毎年度）

#### ・説明会の実施

少なくとも年に1回以上、各種相談会、講習会、講演会時に税制について話題を盛り込む他、チラシやパンフレットの提供を行う。

#### ・Web媒体等による情報発信

少なくとも年に1回以上、町の広報紙に国土交通省の半島税制に関するウェブサイトや当町ウェブサイトにおける半島税制を周知するページを紹介し、事業者への情報発信を行う。

#### ・事業者への直接周知

税務窓口や企業相談窓口において、半島税制の周知資料を常備し、事業者等に対して、口頭による制度説明を行った上でチラシやパンフレットの提供を行う。

## 8. 計画評価・検証の仕組み

本計画に記載する施策等については、本町総合計画等において行われる評価、進行管理を基礎とし、PDCAサイクルに基づいた進行管理と効果検証を行う。効果検証の結果については、次年度の施策等に反映する。

## 9. 参考データ等

### 【総人口の推移】

(単位：人)

区 分	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年	令和 2 年
総人口	5,355	4,632	3,975	3,352	2,970
年少人口 (14 歳以下)	468 8.8%	337 7.3%	259 6.5%	242 7.2%	227 7.7%
生産年齢人口 (15～64 歳)	3,391 63.3%	2,799 60.4%	2,241 56.4%	1,768 52.7%	1,502 50.9%
老年人口 (65 歳以上)	1,496 27.9%	1,496 32.3%	1,475 37.1%	1,312 39.1%	1,220 41.4%

※ 総人口には年齢不詳を含む

資料：国勢調査

### 【人口動態】

	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和 2 年
自然増減	-34	-43	-47	-48	-49
社会増減	-36	-78	2	-55	-50
全体	-70	-121	-45	-103	-99

資料：和歌山県統計年鑑（厚生労働省「人口動態統計」・県調査統計課「県人口調査」）

### 【産業別就業人口の推移】

(単位：人)

区 分	平成 7 年	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年
就業人口	2,897	2,486	2,270	1,989	2,003
第一次産業	236 8.1%	166 6.7%	129 5.7%	99 5.0%	56 21.72%
第二次産業	477 16.5%	427 17.2%	318 14.0%	269 13.5%	208 19.02%
第三次産業	2,176 75.4%	1,889 76.1%	1,812 80.3%	1,617 81.3%	1,433 59.26%

※ 分類不詳を除く

資料：国勢調査

### 【観光入込客数】

	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和 2 年
総数	1,991,900	1,760,925	1,419,765	1,478,273	1,481,788	1,205,878
日帰り客	1,551,478	1,536,107	1,209,819	1,252,581	1,257,395	1,154,826
宿泊客	272,863	224,818	209,946	225,692	224,393	51,052

資料：和歌山県観光動態調査